

## 新型コロナウイルス感染症に係る各種対応について

### 【報告事項】

1. 新型コロナウイルス感染症に係る幼児教育施設及び保育施設に対する対応経過
2. 認可保育所等における利用者負担額の日割り計算の実施について
3. 新型コロナウイルス感染症関連経済対策について（子育て推進課分）

### 1. 新型コロナウイルス感染症に係る幼児教育施設及び保育施設に対する対応経過

- 2月29日 わらすこ広場の休業を決定（期間は未定）  
子育て支援センターでのイベントを中止（子育て相談は継続）
- 3月2日 全国一斉小中学校臨時休業を受け、放課後児童クラブ（学童保育所）の日中開所対応開始（～春休み終了まで）対象は、公立4所、民間立5所（放課後児童健全育成事業 対応施設）  
保育所、認定こども園、幼稚園、児童館・児童センターは通常開所（園）
- 4月1日 市内感染者1名の確認
- 4月2日 保健所の判断により4/2の感染者に係る保育施設等4所の休園を要請
- 4月3日 保健所により安全が確認されたことを受け、関係保育施設等4所を開園したが、午後に陽性者が確認されたため、関係施設については4/4を閉園
- 4月4日 関係保育施設の閉園を決定（4/4～4/19）  
各保育施設、放課後児童クラブ（学童保育所）等へ登園（所）自粛要請発出（4/6～4/19）  
期間中は小学校が臨時休業となったため、学童保育所について日中からの開所を実施
- 4月7日 登園自粛要請に伴い、事業主に宛てて、家庭で子どもを見る従業員の休暇取得に際して協力依頼文書を発出（商工会議所経由 1,200事業所）
- 4月13日 4/20からの小中学校臨時休業を受け、放課後児童クラブ（学童保育所）開所に向けた対応準備（～5/10）
- 4月14日 各保育施設、放課後児童クラブ（学童保育所）等へ4/20からの登園（所）自粛要請発出
- 4月15日 山形県公認心理師・臨床心理士協会の協力により保育施設の児童・職員の心のケアを依頼→4/17に、関係保育施設4所の職員を対象に、相談会実施

開園した時の児童とのかかわり方、児童から様々な質問があったときの答え方、保護者への説明、職員自身の不安への対処などについて助言、指導をいただいた

- 5月 8日 市内小中学校の臨時休業の延長を受けて、市内保育施設の登園自粛要請の期間延長と再開について、各施設に通知  
現在 4/20～5/10→延長 5/11～5/17  
小学校の臨時休業期間及び分散登校期間の放課後児童クラブの開所についての各施設への依頼
- 5月15日 市内保育所（園）、幼稚園、小規模保育施設、認定こども園、児童館・児童センター、放課後児童クラブに要請している登園自粛要請解除の連絡
- 5月18日 各施設通常開所 現在に至る

※国・県からの通知に関しては随時各施設に周知を実施した。

## 2. 認可保育所等における利用者負担額の日割り計算の実施について

### ①特定教育・保育施設の利用者負担額の日割り計算について

子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第24条第2項に基づく、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44条）第58条に基づき、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、市が登園自粛要請や休園要請等を行い、保育の提供がなされなかった日数分を減算」する。

### ②利用者負担額の日割り計算式

利用者負担額 × (通常開所日数 + 自粛期間中に登園した日数) ÷ 25 (開所日数)

### ③日割り計算の適用期間

令和2年4月1日～令和2年5月31日の間の利用者負担額

内自粛要請期間 令和2年4月6日～令和2年5月17日

※ただし、第1例の関連園については4/2～4/19 迄閉所、4/20～5/17 までが自粛期間となる。

### 3. 新型コロナウイルス感染症関連経済対策について（子育て推進課分）

#### 市経済対策第1弾

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| <p><b>【国事業】</b><br/>子育て世帯臨時特別給付金</p> | <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組みの一つとして、児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金を支給する。</p> <p>○給付額：対象児童一人につき1万円。</p> <p>○対象：R2.3.31現在、児童手当を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯/公務員を含む）<br/>※特例給付受給者は該当しない。</p> <p>○支給等：市児童手当受給者6月10日支給。<br/>公務員は申請により随時支給。</p> <p>○事業費：給付金39,700千円</p> |
|--------------------------------------|---|

#### 市経済対策第2弾

|  |   |
|--|---|
| <p><b>【市単独事業】</b><br/>ひとり親家庭等臨時特別給付金支給事業</p>     | <p>児童扶養手当を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金を支給することにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する。</p> <p>○給付額：対象児童1人につき2万円</p> <p>○支給対象者：令和2年4月分の児童扶養手当対象児童</p> <p>○給付日：7月10日</p> <p>○事業費：給付金10,300千円</p>  |
| <p><b>【市単独事業】</b><br/>放課後児童支援員等への臨時特別支援金支給事業</p> | <p>小学校の臨時休業期間中及び分散登校期間に、公立・民間立放課後児童クラブが開所時間を拡充し、運営を行ったことにより負担が増した支援員及び補助員に対し支援金を給付する。</p> <p>○給付額：1人につき3万円</p> <p>○支給対象者：令和2年4月7日～5月31日までに11日間以上（勤務日の1/3以上）の勤務を行い、5月1日現在在職している放課後児童支援員及び補助員</p> <p>○給付日：6月30日</p> <p>○事業費：1,103千円（謝金）</p> |

市経済対策第3弾は他課の事業のみのため割愛します。

市経済対策第4弾

|  |   |
|--|---|
| <p>【国事業】<br/>新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金</p> | <p>職員研修の受講や、通常のサービス提供では想定されない職員の確保に関する費用、衛生用品や備品等の整備について、継続的なサービス提供が可能となるよう、財政的支援を行う。</p> <p>○交付額：1施設500千円</p> <p>○支給対象者等</p> <p>保育所等…公立保育所、民間立保育所、保育園型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育事業所、児童館・児童センター</p> <p>※幼稚園、幼稚園型認定こども園は含まない</p> <p>放課後健全育成事業等…放課後健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業</p> <p>○事業費：1施設500千円 × 35事業所 17,500千円</p>   |
| <p>【国事業】<br/>低所得のひとり親世帯臨時特別給付金事業</p>   | <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給する。</p> <p>○支給対象者等</p> <p>(1) 令和2年6月分の児童扶養手当受給者</p> <p>(2) 公的年金給付等を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けておらず、児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方</p> <p>(4) 上記(1)・(2)の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった方</p> <p>○給付額</p> <p>(1)～(3)世帯：1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円</p> <p>(4)世帯：1世帯5万円</p> <p>○事業費：給付金 35,852千円</p> |

市経済対策第5弾

|  |   |
|--|---|
| <p>【県事業】<br/>新型コロナウイルス感染症対応職員慰労金給付事業</p> | <p>新型コロナウイルス感染症対策等を徹底しながらサービス継続のために従事した児童関係施設の職員に対し慰労金を支給し支援する。</p> <p>○給付対象者：児童関係施設の職員</p> <p>○給付金額：1人あたり一律50,000円</p> <p>○事業費：補助金16,000千円</p> |
|--|---|